平成２４年（フ）第４５６号
熊本市西区出町４番40―501号　プレミアムステージ京町台
債務者　内倉　香織
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６５号
熊本市西区島崎２丁目８番16号　グリーンハイツ105号
債務者　藤川　　大
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６６号
熊本県合志市栄2093番地５　栄住宅２―21
債務者　山田　正雄
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７４号
熊本市中央区九品寺３丁目15番22号　石原アパート103号
債務者　植村　　和
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４号
長野市川中島町原64番地
債務者　塩田　秀美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
岐阜県羽島郡岐南町三宅６丁目５番地の１
債務者　山本　栄三
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
徳島市上助任町三本松370番地の３　城ノ内アビタシオン407号室
債務者　森　　美香
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
群馬県桐生市本町３丁目５番３―701号
債務者　森下えい子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６１号
群馬県桐生市菱町５丁目532番地の26
債務者　落合　文子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２６５号
神戸市中央区花隈町３番８―503号、従前の住所兵庫県尼崎市常松１丁目15番18―202号
債務者　木島　康惠
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６２号
神戸市兵庫区里山町648番地の２、従前の住所神戸市兵庫区新開地３丁目４番28号
債務者　呑み呑み処ぶいこと　長谷川美幸
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１４号
神戸市北区花山東町２番11―707号、従前の住所神戸市北区松宮台２丁目19番地の７
債務者　福田　信一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市高屋940番地の６
債務者　吉井　恵吾
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県豊岡市高屋940番地の６
債務者　吉井　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
広島県尾道市西藤町3282番地
債務者　今村　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
広島県三原市本郷北４丁目15番13号
債務者　石井　寛典
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
愛媛県松山市宮西１丁目９番22号　ジョベール味酒305号
債務者　葛原　賢司
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６９号
愛媛県松山市津吉町142番地１
債務者　坂本　政憲
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
松山地方裁判所民事部